

西東京市介護予防・生活支援 サービス事業所の指定について

(令和3年4月～)

※「介護予防・生活支援サービス事業」とは、総合事業の訪問型サービス及び通所型サービスのことをいいます。

西東京市介護予防・生活支援サービスの提供には、 あらかじめ事業所指定の申請が必要です。 ※1

申請が必要となる主なケース

- ① 事業所を新規開設し、総合事業のサービスを開始する
- ② 新たに受け入れる方が総合事業のサービスの対象者 ※2
- ③ 現在訪問介護又は通所介護を利用している要介護者の状態が改善し、要支援者として引き続き同じ事業所で訪問型サービス又は通所型サービスを利用する

※1 西東京市では、身体介護が必要な場合等の一部の例外を除いて従前相当サービス(A2・A6)の提供は認められませんので、原則として市独自基準のサービス(A3・A7)の指定申請が必要となります。

※2 総合事業のサービスの対象者は、以下のいずれかに該当する方です。

- a. 事業対象者(「事業対象者」と記載されている被保険者証を交付されている方)
- b. 要支援者

指定申請に必要な書類

- ①西東京市介護予防・生活支援サービス事業所指定申請書
 - ②添付書類(付表、参考様式等)
 - ③介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等に関する届出書(第3号様式)
 - ④介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等状況一覧表(第3号様式別表)
- ※介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算を算定する場合は、各処遇改善に係る届出書類一式を添付してください。

指定申請の提出期限

◇提出期限：サービス提供開始月の前々月の末日
(ただし、末日が土日祝日年末年始の場合は、直前の平日が提出期限となります。)

eX.令和3年12月からサービス提供開始の場合
⇒令和3年10月29日(金)が提出期限

※新規開設事業者については、参入の意向が決まった段階で、必ず高齢者支援課にご相談ください。

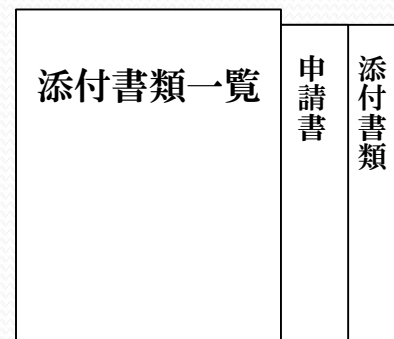
指定の有効期間

- 指定の有効期間は、6年間です。
- その後も事業を継続する場合は、更新の申請が必要です。更新時期を迎える事業所様には、市からご案内をお送りします。

指定申請書類の提出方法

①指定申請書類の並び順

申請書類は、『添付書類一覧』に記載されている順番に並べて整理し、『添付書類一覧』と共に提出してください。



②提出方法

提出期日までに、田無第二庁舎高齢者支援課の窓口へ直接又は郵送で提出してください。窓口へ提出する場合は、事前の予約等は必要ありません。郵送の場合は、郵送物が確実に到着する方法(特定記録郵便等)で送付してください。

提出先：西東京市健康福祉部高齢者支援課地域支援係

住所：〒188-8666 西東京市南町5-6-13

電話：042-420-2811

訪問型サービスの基準

サービス類型	基準		
	人員	運営	その他
従前の予防訪問介護相当のサービス	介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第140条の63の6第1号イに規定する旧介護予防訪問介護に係る基準その他厚生労働大臣が定める基準に準じます。(従前の指定介護予防訪問介護の基準に相当する基準です。)		
市独自基準の訪問型サービス (従前の予防訪問介護相当のサービスとの相違点) ※右記以外の基準については、従前の予防訪問介護相当のサービスと同様	<p>①管理者:常勤・専従1以上。業務に支障がない場合、他職種、同一敷地内他事業所等の職務に従事可能。</p> <p>②従事者:1以上必要数(管理者との兼務不可)。介護福祉士、介護職員初任者研修等修了者または西東京市くらしヘルパーであること。</p> <p>③訪問事業責任者:従業者の内1以上必要数※要介護者と一体型で運営する場合、サービス担当責任者は従前の予防訪問介護の基準の範囲内で訪問事業責任者を兼務可。</p>	<p>①必要に応じ、個別サービス計画の作成</p> <p>②従業者の清潔の保持・健康状態の管理</p> <p>③従業者又は従業者であった者の秘密保持</p> <p>④事故発生時の対応</p> <p>⑤廃止・休止の届出と便宜の提供</p>	<p>①サービス内容は生活援助に限る(自立生活支援のための見守りの援助も生活援助に含む。)</p> <p>②提供する内容は従前の予防訪問介護に準ずる(それ以外の軽微な支援等については住民主体のサービスの利用を想定)。</p> <p>③提供時間は地域包括支援センターのケアマネジメントにより決定する。※概ね60分以内で設定。</p>

サービス単価・加算

サービス単価及び加算項目につきましては、別紙「西東京市介護予防・日常生活支援総合事業サービスコード表」をご確認ください。なお、加算要件につきましては、介護保険法施行規則第140条の63の2第1項1号に規定する厚生労働大臣が定める基準(令和3年年厚生労働省告示第72号)に準じます。

通所型サービスの基準

サービス類型	基準		
	人員	運営	設備
従前の予防通所介護相当のサービス	介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第140条の63の6第1号イに規定する旧介護予防通所介護に係る基準その他厚生労働大臣が定める基準に準じます。(従前の指定介護予防通所介護の基準に相当する基準です。)		
市独自基準の通所型サービス(従前の予防通所介護相当のサービスとの相違点) ※右記以外の基準については、従前の予防訪問介護相当のサービスと同様	①管理者:常勤・専従1以上※業務に支障がない場合、他の職種、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能 ②従業者:利用者15人まで専従1以上(15人超は5人毎に専従1以上、管理者との兼務不可。)	①必要に応じ、個別サービス計画の作成 ②従事者の清潔の確保・健康状態の管理 ③従事者又は従事者であった者の秘密保持 ④事故発生時の対応 ⑤廃止・休止の届出と便宜の提供	①食堂・機能訓練室(2.3㎡×利用定員以上)※通所介護(要介護者)等と一体的に実施する場合は、総合事業の利用者についても3㎡×利用定員以上。 ②静養室・相談室・事務室 ③消火設備その他の非常災害に必要な設備 ④必要なその他の設備・備品

サービス単価・加算

サービス単価及び加算項目につきましては、別紙「西東京市介護予防・日常生活支援総合事業サービスコード表」をご確認ください。なお、加算要件につきましては、介護保険法施行規則第140条の63の2第1項1号に規定する厚生労働大臣が定める基準(令和3年厚生労働省告示第72号)に準じます。